

旅客営業規則（運送約款）

株式会社 久万高原開発

（目的）

第1条 この規則は株式会社久万高原開発が経営する特殊索道（以下「リフト」という。）の旅客の運送について合理的な取扱い方を定め以て利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 リフトによる旅客運送については、別に定めるものの外、この規則による。

（用語の意識）

第3条 この規則における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「駅」とは、旅客の取扱いをすところをいう。
- (2) 「旅客」とは、当所リフトに乗車できる有効な乗車券を所持している者をいう。

（契約の成立時期及び適用範囲）

- 第4条
- 1 旅客運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い乗車券の交付を受けたときに成立する。
 - 2 前項の規定により契約の成立したときの以後における取扱いは別に定めのない限りすべてのその契約の成立したときの規定による。

（係員の指示）

第5条 旅客は安全確保と秩序の維持のために行う係員の職務上の指示に従わなければならない。

（運送引受の拒絶）

- 第6条 次の各号の一つに該当する場合は、運送の引受けを拒絶するものとする。
- (1) この運送約款によらない運送を求められたとき。
 - (2) 当該運送に適する設備がないとき。
 - (3) その運送が、法令の規定又は、公の秩序若しくは、善良な風俗に反するとき。
 - (4) 泥酔者・未就学児・移動制約者等の内で運送上その安全を期しがたいと認められる状態の旅客から運送を求められたとき。
 - (5) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条の風・雨・雪・霧等または天災等により索道の運転を中止している時、その他やむを得ない事由がある場合に運送を要請されたとき。

- (6) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第40条および索道施設に関する技術上の基準の細目を定める告示第2条により持ち込みを禁止されている物品を携帯している旅客から運送を要請されたとき。

(旅客輸送等の禁止事項)

第7条 旅客は、次の各号に掲げる事項を厳守するものとし、これに違背して発生した事故等については、旅客はすべて、その責任を負うものとする。

- (1) 搬器には、3人を超えて乗車してはならない。
- (2) 所定の位置以外で乗降車できない。
- (3) 泥酔して乗車してはならない。
- (4) 運送途中線路内に降下してはならない。
- (5) 乗車中は搬器を故意に動揺させてはならない。
- (6) 心身に著しい異常のある者は搭乗してはならない。
- (7) 老人、幼児等で危険と認められる者は、搭乗してはならない。

(運転不能の場合の取扱い方)

第8条 搬器の運行が不可能になったときは、その間旅客の取扱いを中止する。

(乗車券の購入)

第9条 リフトに乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を乗車前に購入しなければならない。

(乗車券の種類)

第10条 乗車券の種類は次の通りとし、その様式は別に定める。

	大人(高校生以上)	子供(中学生以下)
(1) 1回券	270円	270円
(2) 12回券	2700円	1500円
(3) 2時間券	2700円	1500円
(4) 4時間券	3300円	1800円
(5) 6時間券	3800円	2100円
(6) 8時間券	4300円	2400円

第11条 乗車券は株式会社久万高原開発所定の乗車券売場で販売する。

第12条 旅客運賃は大人(高校生以上)、子供(中学生以下)とし、この規定の定めるところによりこれを収受する。

(旅客運賃)

第13条 旅客運賃は、乗車日現在における額とする。

(通用期間)

第14条 乗車券の通用期間は、1回券・回数券については1シーズンとする。
但し、2時間券・4時間券・6時間券・8時間券は当日限りとする。

第15条 乗車券はその券面表示事項に従って券片をもって1人1回限り使用することができる。但し、2時間券・4時間券・6時間券・8時間券については使用の回数を制限しない。

第16条 1 乗車券は、その券面表示事項が不明となった時は使用することができない。
2 前項の規定により使用できなくなった乗車券は、これを販売窓口に出して書替を請求することができる。
3 前項の規定により旅客から乗車券再交付の請求があったときは、旅客に悪意がないと認められ、かつ旅客の申し出、その他の方法によりその不明事項が判断できるときに限って当該乗車券と引換に再交付の取扱いをする。

(乗車券の改札及び引渡し)

第17条 乗車券を使用する旅客は、乗車を開始する際に当該乗車券を係員に提示し入館を受けて引き渡すものとする。

(払い戻し請求権行使の期限)

第18条 旅客は、旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる場合であっても、その乗車券が第14条に規定する有効期限を過ぎたときはこれを請求することができない。

(無払旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)

第19条 旅客が次の各号に一に該当するときは、無払旅客として普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受する。
(1) 係員の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき。
(2) 乗車券に改札を受けないで乗車したとき。但し、旅客に悪意がなく、その証明でき得る場合はこの限りでない。
(3) 無効となる乗車券で乗車したとき
(4) 乗車券改札の際、その提示を拒み、その取り集めの際に引き渡しをしないとき。

(運行不能の場合の払い戻し)

第20条

旅客運賃の払い戻しは、特別の理由がない限り行わない。しかし、リフト運行不能となった場合その運行不能前に購入した乗車券に限り手数料を徴収せず払い戻しをする。但し、索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条による風・雨・積雪等で一時的運行を中止した場合は払い戻しをしないものとする。

(旅客に関する責任)

第21条 当社は、当会社又は当会社の係員が運送に関して注意を怠らなかったことを証明した場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、リフトの使用により旅客の生命、身体、又は財産に損害を与えた時は、これを賠償する。

(責任の始期及び終期)

第22条 旅客の故意若しくは過失により又は、旅客が法令若しくはこの規則を守らないことにより当会社が損害を受けた時はその賠償を求めるものとする。

付則

この久万第一トリプルリフト及び久万第二トリプルリフト旅客営業規則は、平成27年6月16日から施行する。

付則

平成29年4月24日から、施行する。